

タイにおけるイスラーム復興のねじれ現象

西直美

要旨

イスラーム復興は国家・民族・宗教のあいだの関係をどのように変容させたのか、それぞれの社会の文脈はイスラーム復興の現れ方をどのように規定しているのか。本稿では今後のより広い国や地域との比較検討を視野に入れつつ、ムスリム・マイノリティのイスラーム復興の事例として、タイについて検討を行う。

キーワード

イスラーム復興、マイノリティ、ムスリム、ナショナリズム、タイ

1. はじめに

イスラーム復興のもとで、女性のスカーフ着用のようにイスラーム的とみなされる象徴、行為が日常レベルにおいて顕在化することから、イスラーム主義を掲げる政党の台頭やイスラーム銀行の増加、さらにジハード主義を掲げる武装組織の活動に至るまで、幅広いテーマが扱われてきた¹。タイにおいてマイノリティであるマレームスリムにとって、イスラームがどのような意味をもつのかという点を考えるにあたり、本稿ではまず、タイの近代国民国家形成の過程でイスラームがどのように扱われてきたのか、続いてナショナリズムとイスラームに関する研究の潮流、最後にイスラーム復興のさまざまな側面について検討を行っていきたい。

ムスリムは、タイの人口の 4.3 パーセントを占めるマイノリティである（タイ国家統計局 2015 年）。タイのムスリムは、マレー系のみならず、アラブ・ペルシア系、ジャワ系、チャム・クメール系、南アジア系、中国系などから構成されており、北部、中部にも古くからのコミュニティがある²。しかし、近代以降のイスラームに関わる行政は、マレームスリムが集住するタイ南部国境地域の統治をめぐる問題として位置づけることができる。タイ南部国境地域には 15 世紀から、マレー系のスルタン王国パタニが存在した。パタニは 19 世紀末から 20 世紀初頭にかけてタイの行政制度に組み込まれ、1909 年にタイとイギリスとのあいだで締結された領土確定条約によってタイの一部となった。パタニ王国があったとされる現在のパッターニー県、ヤラー県、ナラーティワート県、ソンクラーム県の一部（以下深南部）は、タイからの分離独立運動が続いてきた地域でもある。

2. タイのイスラーム行政

タイでは 1932 年の立憲革命によって絶対王政が打倒されてから、クーデターによる政変が生じる度に新しい憲法が制定されてきた。その数は 19 に及ぶが、宗教の位置づけは大きくは変わっていない。タイは国教を定めず、憲法上の権利として国民の信教の自由が守られている。タイに特有なのは、仏教徒である国王がイスラームを含む諸宗教の至高の擁護者であることが憲法上で定められている点である。タイにおいて国民の大多数が信仰する上座部仏教が持つ影響力は大きく、国家の統治や国民教育も、イスラームやムスリムに対する適切な理解に基づいて行われてきたとはいえない³。

ピブーン・ソンクラーム政権下（在任 1938-1944）で試みられた「新たな文化」の創造では、マレー系のムスリムが多数を占める南部 4 県（パッターニー、ヤラー、

ナラーティワート、サトゥーン）における伝統文化も改革の対象となった。ラッタニヨムと呼ばれる文化政策のもとで、仏教とタイの文化が国家アイデンティティとして強調され、人々は西洋の衣服を着用することが強制された。南部では、ムスリム女性の被り物や男性のターバンがはぎとられるなど、公権力によるハラシメントが多発していた⁴。1941年、政府はマレームスリムに対して、クルアーンとアラビア語の学習を禁止した⁵。1943年には、相続・家族法関連事案を扱うイスラーム法裁判官の廃止とタイの民商法典の適用が公示されるなど、第二次世界大戦の混乱に乗じてイスラーム組織の破壊が試みられた⁶。

深南部情勢の悪化を受けて、1945年に「イスラームの擁護に関する勅令」が制定され、チュラーラーチャモントリーを頂点とし、末端に村落部のモスクを位置付ける階層組織の構築が目指された。チュラーラーチャモントリーは、14世紀から18世紀のアユタヤ時代に交易と国内のムスリムに関わる事項を監督した官職である。1945年の勅令に基づきタイ王国のイスラームの代表であり国王のイスラームに関する諮問機関として、チュラーラーチャモントリー職を設置するとともに、内務省及び教育省の助言機関としてイスラーム中央委員会と、一定数のムスリム人口を擁する県に県イスラーム委員会が設置されることが定められた。

1946年には、「パッターニー、ナラーティワート、ヤラー及びサトゥーン県域におけるイスラーム法の適用に関する法律」が制定された⁷。イスラーム法に関する家族・相続事件については各県の県裁判所において扱われ、裁判官のほかにはイスラーム法の専門家であるダト・ユティタムが審理および裁判に参加する。1947年の「イスラーム・マスジッド法」では、モスクの登録制度や、イマーム（指導者）、コーテップ（説教師）、ビラル（アザーンを行う人物）の三役の任命に関して、県イスラーム委員会の承認を必要とすることなどが定められた。1948年にクーデターが生じた後、イスラームの擁護に関する勅令は改正され、チュラーラーチャモントリーの役割は国王の諮問機関から、教育省に対する助言者に格下げされている。

冷戦期、タイ政府が脅威とみなしたのは共産主義であった。恩赦を中心とする政治的解決を軍事に対して優先させることを定めた1980年の首相命令第65/2523号をきっかけに、国内におけるゲリラの投降が相次ぎ、しだいに共産主義の脅威が薄れていった。民主化が進展した1990年代には、マレームスリムの政治、社会参加が進んだ。1940年代以降顧みられることのなかったイスラーム・マスジッド法とイスラームの擁護に関する勅令に代わる新たな法として、「イスラーム組織運営法」が制定されたのは1997年のことである。2002年に「イスラーム銀行法」が制定され、イスラーム関連の法制度が整備されてきた。

イスラーム組織運営法によって、タイのイスラーム行政はチュラーラーチャモントリーを頂点に、イスラーム中央委員会、県イスラーム委員会からなる組織によって担われることが明示された。モスクが三か所以上ある県は県イスラーム委員会の設置が可能であり、モスクごとにイマーム、コーテップ、ビラルを中心にモスク委員会が設置される。モスクやイスラーム行政組織には法人格が付与され、法的地位が格上げされた。チュラーラーチャモントリーは国家機関に対する助言、専門委員の任命、イスラーム関連行事とくにラマダンの開始と終了の公示、教義回答書であるファトワの作成を行うといった任務を担っている。

イスラーム組織運営法の制定以降、県イスラーム委員会の任期は6年に限定され、イマームによる委員の選出が導入された。県イスラーム委員会がさらに、中央委員会に送る代表を選出する。しかし選挙の導入は、組織内での派閥争いをもたらした。とくに、ハラール認証をめぐる利権は、有力政党のイスラーム行政に対する介入を招いた⁸。さらに、2004年にタイ政府とイスラーム系武装組織のあいだで紛争が激化すると、安全保障の側面からも宗教指導者の役割が注目されるようになった。2004年のクルセ・モスク事件やタークバイ事件では、タイ政府の強権的な対応によって一般市民を含む数多くのマレームスリムが犠牲となった。紛争の激化に際して、チュラーラーチャモントリーやイスラーム委員会は存在感を示すことができなかった。イスラームが政治化したことは、結果的にイスラーム行政組織の正統性を揺るがす事態をもたらしている⁹。

3. ナショナリズムとイスラーム

ASEAN 事務局長を務め、自身もムスリムであった故スリン・ピスワンは、ムスリム・マイノリティのあいだでは、他のどの集団よりも統治の正統性 (legitimacy) が重要な意味をもつことに言及している。ピスワンによると、マレームスリムにとって、仏教的宇宙観に基づくタイ国家の政治過程にいかんして参加するかが問題であった。タイ国家による国民統合のプロセスは、マレームスリムにとって文化的な非統合 (disintegration) と同義だったのである¹⁰。

2004年以降に増加した深南部紛争に関する研究では、闘争がマレー・ナショナリズムに基づくという点と、タクシン・チンナワット政権 (2001-2006) 下での強権的対応が紛争激化の契機となったという点が指摘されている。ナショナリズムの観点からは、タイ政府による同化・統合政策が、マレームスリムのマイノリティとしての帰属意識を強化したことが強調される¹¹。また、マレーとイスラームは、東南アジアの歴史のなかで深く結びついてきた。とくにポーノ (伝統的な寄宿型

イスラーム宗教塾)やターディーカー(モスク付属の初等教育機関)でマレー語とジャウイ(マレー語のアラビア文字表記)を媒介として提供されるイスラーム教育が、マレームスリムとしての帰属意識の形成に大きな役割を果たしてきた¹²。1960年代以降に本格化した、タイ政府によるポーノの管理統制と学校制度の普及が、分離独立運動が興隆した背景として挙げられる所以でもある¹³。

タイにおけるイスラーム復興運動に関する研究は、深南部の紛争に関するものとは異なる研究潮流を形成している。1970年代から世界中のムスリム社会で観察され、タイでは1980年代以降に顕著になったイスラーム復興の流れのうち、大きく分けて二つの動きが注目されている。まず、北インドを起源とし、自己改革と宣教を軸とする集団であるタブリーギー・ジャマアトである¹⁴。いまひとつが、1980年代後半に主に中東諸国での留学を終えて帰国した学者によって率いられてきたサラフィー主義である¹⁵。イスラーム復興のなかで際立つこととなった、とくにサラフィー主義の動きは、深南部の伝統的なムスリム・コミュニティとの間で摩擦を引き起こした。クルアーンとハディースというイスラームの原典への回帰を志向する改革派(タイ語で新しい集団や派を意味するカナ・マイやサーイ・マイと呼ばれる)と、伝統的イスラーム解釈や伝統的な指導者を重視する伝統派(タイ語で古い集団や派を意味するカナ・カオやサーイ・カオと呼ばれる)の対立として表現されるものである。

2001年の米国同時多発テロ事件以降、イスラーム主義、とくにジハード主義に対する関心が高まった。東南アジアのイスラーム主義研究を行ってきたジョセフ・リョウは、深南部ではイスラームよりナショナリズムの言説が紛争の背景として存在することや、サラフィー主義者はタイ政府と良好な関係を築いており、深南部で生じている紛争と関わりがないことを指摘している¹⁶。シャヒード(イスラームにおける殉死)に関する研究を行う原新太郎は、分離独立運動に関与する人物に対する丹念なインタビューを軸に、ジハードや暴力行為の目的・理由についてニュアンスがあることを指摘しつつ、深南部における闘争がパタニ・マレーとしての帰属意識と深く結びついている様子を描き出している¹⁷。

深南部におけるイスラームをめぐる価値観の温度差と政府との関係を簡略化するならば、伝統派はマレー・ナショナリズムに親和的であり、イスラーム復興のなかで表面化した新たな動きはマレー・ナショナリズムから距離を取ると同時にタイ政府とのあいだで安全保障上の問題を抱えていない、という構図がみえてくる¹⁸。

4. イスラーム復興の諸相

イスラームの教えは、神と人間の関係のみならず、人間が社会で生きていくにあたって、何が善であり何が悪となるのかの判断基準を与えるものでもある。来世における賞罰とも関係するため、社会生活におけるあらゆる行為に影響を与えている。400年以上の歴史をもつといわれるポーノでは、生徒はバーボーと呼ばれる指導者の住まいの周辺に小屋を建て、自給自足に近い暮らしをしながらクルアーンやクルアーンの注釈書を学ぶ。クラスや進級制度、年齢制限はなく、十歳前後の若者から老人までが学んでいる。タイ政府は、ポーノをマレームスリムのタイ国家への統合を阻むものとみなした。タイ政府は、1960年代からポーノをタイ語での普通教育を併せて実施する近代的な私立イスラーム学校に改編するとともに、1970年代後半からは深南部の公立学校でも漸進的にイスラーム教育を導入してきた。深南部の社会に深く根付き、教育機関以上の意味合いをもつポーノの数は減るどころか、2004年に登録が強化されてからもその数は増えている¹⁹。

1980年代以降のイスラーム復興、とくにサラフィー主義の影響は、高等教育機関でみられる。深南部で影響力を持つサラフィー主義の指導者は、イスマイル・ルッフィ・チャパキヤ（1951-、以下ルッフィ）である。ポーノを経営する一族に生まれたルッフィは、メディナ・イスラーム大学で学士号、イブン・サウド・イスラーム大学で比較法の修士・博士号を取得して1988年にタイに帰国した。湾岸諸国からの支援を得て、1998年にタイで初めての私立イスラーム大学であるヤラー・イスラーム大学（現ファートニー大学）を設立したことで知られる。1980年代以降、ソクラーナカリン大学パターンニー校を皮切りに国立大学でもイスラーム教育が整備され、イスラーム学の学位が取得できるようになっていった²⁰。イスラーム高等教育の拡充は、中東諸国や南アジア、東南アジアのイスラーム諸国に留学し、学位を取得した人材の増加によって支えられている。

現地でサラフィー主義者か否かを区別する指標となっているのが、ルッフィを代表とするサラフィー主義の学者に対する支持、サラフィー主義者によって組織されている活動への参加、土地の伝統的実践をビドア（イスラームからの逸脱）であるとして糾弾する、といった点である。サラフィー主義者は、ラマダン明けのハリラヤに墓地で行う会食、断食を6日延長し1週間後を同様に祝うハリラヤ・エナム、預言者生誕祭マウリド、伝統的な割礼、婚姻、葬送儀礼、呪術的要素を含む治療などをビドアだとする。また、伝統派と比べて、イスラームを学ぶ言語としてマレー語やジャウィを絶対視しない。アラビア語は欠かすことができないが、タイ語を含む何語でもイスラームについて学ぶことができるとの認識がみられる²¹。サラフィー主義者は、マレー・ナショナリズムから距離を取ることでタイ

政府との対立を回避してきた。しかし政府とサラフィー主義の協調関係は、コミュニティ内で亀裂を引き起こしている。伝統派はサラフィー主義者のことをしばしばワッハービーと呼び、土地の指導者や伝統を軽視しているとして否定的に捉えている場合も多い。

マレー・ナショナリズムを掲げる人々の間でも、イスラームの枠組みは多用されている。深南部で展開する戦闘員のほぼすべてを掌握しているとされる分離独立派組織 BRN のイマームは、深南部をタイによって侵略されたダール・アル＝ハルブ（戦争の家）であるとみなし、パタニの独立のためのタイ政府とのジハードを呼びかけるファトワを出したといわれる²²。とくに 2004 年以降、深南部の大部分が戒厳令と首相緊急令を根拠に治安部隊の影響下に置かれ、警察や軍による逮捕状なしの拘留、拷問といった人権侵害が頻発した。こうした状況が、タイ政府とのジハードという言葉に説得力を与えてきた。

2004 年のクルセ・モスク事件では、死亡した戦闘員から『ベルジハード・ディ・パタニ』（パタニにおけるジハード）という冊子が見つかった。この冊子では、カーフィル（非ムスリム）であるタイ政府とタイ政府に協力する裏切り者のムナフィーク（偽信徒）に対する戦闘的なジハードが個人の義務であるとの理解が示されていたことから、イスラーム過激主義の影響を指摘する論者もいる²³。しかし深南部におけるジハード主義には地域性があり、アルカイダやダーイッシュにみられるような過激主義とは異なる性質をもつことが強調されている²⁴。

伝統的なイスラーム指導者が必ずしも、現地の伝統や慣習がイスラームの教えに適っていると主張している訳でも、マレー・ナショナリズムを称揚している訳でもない。しかしサラフィー主義の台頭によって、伝統的な権威が相対化されるとともに、実践のレベルで「何がイスラーム的なのか」をめぐる競合が生じたことは事実である。さらに、伝統派が抱くサラフィー主義への否定的感情は、サラフィー主義者がタイ政府と安全保障上の問題を回避しているという点にも関わっており、イスラームの解釈は深南部の政治情勢に大きく影響を受けている²⁵。

5. おわりに

タイでは、イスラームの信仰実践が抑圧されている訳ではない。しかしタイとは異なる歴史的、文化的背景をもつ深南部のマレームスリムにとって、タイ政府の統治の正統性が常に問われてきた。タイ政府による同化・統合政策の過程では、マレー・ナショナリズムを掲げる分離独立運動の観点からすると、伝統を守ることがイスラームを守ることでもあった。イスラーム復興のなかで顕在化した、と

くにサラフィー主義の流れは政治から距離を取り、タイの教育制度の枠組みのなかで影響力の拡大を模索してきた。地域の文脈を踏まえたうえで 1980 年代以降のイスラーム復興を眺めてみると、マレー・ナショナリズムはこれまで以上にイスラームの枠組みで理解され語られるようになり、サラフィー主義は現地化することで適応を遂げてきたと捉えることができる。

注

- * 本論文は、2020 年 1 月 11 日に実施された CISMOR リサーチフェロー研究会「アジアにおけるムスリム・マイノリティのイスラーム復興」での発表を基にしている。公開研究会の実現に力添えをいただいた四戸潤弥教授ならびに CISMOR 事務局に御礼を申し上げます。なお、本稿で用いた成果の一部は、JSPS 科研費 19K13637 の助成を受けて行った。
- 1 本稿では、イスラーム復興に関して「生活の中でイスラーム的と認識される象徴や行為が以前よりも顕在化し、ムスリムの生き方の様々な側面により影響を及ぼすようになる現象を指し、急進的なイスラーム主義運動のみならず、それ以外の穏健な宗教復興の諸潮流も包摂する」（大塚 2000: 130）ものという意味で用いる。
 - 2 Piyanak Bunnak. “Prawatsaruamkhongmuslimthai: Mongphansaitrakun”, in *Lakmitimunmong: MuslimnaiphendinThai* (Bangkok: Insitute of Asian Studies, Chulalongkorn University, 2012): 25-41, 25.
 - 3 この点についてタイにおける国家と宗教、とくに上座部仏教の関係の考察を続けてきた矢野秀武の以下の論文が参考になる。矢野秀武（2020）「不可視化されるタイのムスリム—イスラーム表象から見たタイ仏教と公共宗教」『アジアの公共宗教 ポスト社会主義国家の政教関係』北海道大学出版会、193-232 頁。
 - 4 Chakemkiat Khunthongphet. “The Resistance against the Government’s Policy in the Four Southern Provinces of Thailand under Haji Sulong Abdul-Kadir’s leadership 1939-1954” (in Thai) (Master Thesis, Silapakorn University, 1986), 24.
 - 5 Chakemkiat Khunthongphet, “The Resistance”, 31-32.
 - 6 Chakemkiat Khunthongphet, “The Resistance”, 33.
 - 7 ダト・ユティタムについては以下の論文が参考になる。今泉慎也（2003）「タイ司法裁判所におけるダト・ユティタム（イスラーム法裁判官）の役割」『アジア諸国の紛争処理制度』アジア経済研究所、225-256 頁。
 - 8 Ekarat Mukem, *Cularachamontri*, 62-65.
 - 9 Duncan McCargo. “Co-optation and Resistance in Thailand’s Muslim South: The Changing Role of Islamic Council Election”, *Government and Opposition*, Vol.45, No.1 (January, 2010): 93-113, 112.
 - 10 Surin Pitsuwan. “Islam and Malay Nationalism: A Case Study of Malay-Muslims of Southern Thailand”, (PhD Dissertation, Harvard University, 1982), 8.
 - 11 例えば Duncan McCargo. *Tearing apart the land: Islam and legitimacy in Southern Thailand* (Ithaca: Cornell University Press, 2008).
 - 12 Ibrahim Narongraksakhet and Numan Hayimasae. *Trisademai Sathabankansueksamuslim Changwachaideanpaktai*, (Pattani: Salatan kanwichai lae wichakan, 2010), 78-80.
 - 13 教育に注目した先駆的な研究として Uthai Dulyakasem. “Education and Ethnic

- Nationalism: A Study of the Muslim-Malays in Southern Siam”, (PhD Dissertation, Stanford University, 1981).
- 14 タブリーギー・ジャマアトとは、マウラーナー・ムハンマド・イリヤースによって1927年にインドのメーワートで始められた非政治的な宗教運動である。ムハンマドとその教友の時代に立ち返ることを理想とし、自己の刷新と精神を高めることを強調して、宣教を中心に据えた活動を行っている。タイにおける活動の展開については、以下が参考になる。Horstmann, Alexander. “The Inculturation of a Transnational Islamic Missionary Movement: Tablighi Jamaat al-Dawa and Muslim Society in Southern Thailand”, *Sojourn: Journal of Social Issues in Southeast Asia*, Vol.22, No.1 (2007): 107-130 ; 小河久志 (2016) 『「正しい」イスラームをめぐるダイナミズム—タイ南部ムスリム村落の宗教民族誌』大阪大学出版会。
- 15 サラフィー主義は、イスラーム世界が植民地支配の危機に直面した19世紀以降にみられた思想潮流である。伝統的な解釈に盲従するのではなく、ムハンマドとその教友（サラフ：父祖）の時代の原典であるクルアーンとハディースに立ち返り、解釈の営為を活性化させることでムスリム共同体の危機を乗り越えようとした。サラフィー主義は、クルアーンとハディースを字義的に解釈する傾向がある。20世紀後半には現実をイスラームにのっとして改革するための手段としてテロを用いる組織が出現するなど戦闘的なジハード主義とも結びついたことから、しだいに過激主義の意味合いが付与されるようになっていった。サラフィー主義としばしば関連付けて議論されるのが、ワッハーブ派である。ワッハーブ派もクルアーンとハディースの字義的な解釈に基づく実践を志向するイスラーム改革運動であるが、サウジアラビアの国是でもあり、18世紀にサウジアラビアの王権と協約を結んだイブン・アブドゥルワッハーブの解釈に依拠する人々を指して用いられる。ワッハーブ派は、否定的な意味を込めた他称として用いられることが多い。タイのサラフィー主義（イスラーム改革派）に関する代表的な研究として、Muhammad Ilyas Yahprung. “Islamic Reform and revivalism in southern Thailand: A critical study of the Salafi reform movement of Shaykh Dr. Ismail Lutfi Chapakia al-Fatani”, (PhD Dissertation, Islamic University of Malaysia, 2014).
- 16 Joseph Chinyong Liow. *Islam, Education, and Reform in Southern Thailand: Tradition & Transformation*, (Singapore: Institute of Southeast Asian Studies, 2009).
- 17 Hara Shintaro, “The Interpretation of Shahid in Patani”, *Asian International Studies Review*, Vol. 20 (June, 2019): 137-157.
- 18 Duncan McCargo. “Co-optation and Resistance,” 102.
- 19 筆者が調査を行ったナラーティワート県ルーン郡では、2015年の時点で登録済みの8カ所以外に2カ所のポーンが存在した（2015年8月10日インタビュー）。
- 20 Ibrahem and Numan. op cit, 144-158.
- 21 この点については西直美(2018)「タイ深南部におけるイスラームと帰属意識：イスラーム教育の場を事例に」『年報タイ研究』第18号、39-57頁で論じた。
- 22 Rungrawee Chalermripinyora. *Thotkhwamkhit Khabuankanekarapatani* (Pattani: Deep Book, 2013), 41-42.
- 23 Sugunnasil Wattana. “Islam, Radicalism, and Violence in Southern Thailand: Berjihad di Pattani and the 28 April 2004 Attacks”, *Critical Asian Studies*, Vol.38, No.1(2006): 119-144, 138.
- 24 International Crises Group. “Jihadism in Southern Thailand: A Phantom Menace”, *Asia Report*, No.291(2017).
- 25 この点については西直美(2020)「イスラーム的価値観をめぐる相違と「過激化」問題：タイ深南部を事例として」『一神教世界』第11巻、34-52頁で論じた。